

青森県食育推進会議設置要綱

（設 置）

第1条 青森県食育推進計画（以下「計画」という。）に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青森県食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）県が行う計画の策定、変更への提言に関すること。
- （2）計画に基づく施策の実施及び進行管理、評価に関すること。
- （3）その他、食育の推進のために必要な事項に関すること。

（組 織）

第3条 会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、知事をもって充て、副会長は、農林水産部長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

（任 期）

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を食育協力者として会議に出席させ意見を徴することができる。
- 3 会議の議長は出席者の互選により選出する。
- 4 会議に欠席する委員は、代理の者を出席させることができる。

（部 会）

第6条 会議の所掌事項に関し、さらなる検討を行うことを目的として、必要に応じ、部会を設置することができる。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、青森県農林水産部食ブランド・流通推進課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
この要綱は、平成20年7月9日から施行する。
この要綱は、平成28年3月4日から施行する。
この要綱は、令和4年11月8日から施行する。
この要綱は、令和6年12月5日から施行する。